官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（内閣府八〇）　一
〔府令・省令〕
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（内閣府・文部科学二）　三
〔法規的告示〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（内閣府・文部科学一）　四
〔その他告示〕
○飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件（総務三一四）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
独立行政法人労働者健康安全機構令和六事業年度財務諸表、個人型年金規約の一部を変更する規約、司法書士名簿登録等関係　四〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　五二

府令

○内閣府令第八十号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月十日

内閣総理大臣　石破　茂